

第4章 ひとり親支援・児童福祉



1. ひとり親家庭の支援施策

(1) 母子・父子自立支援員の業務について

母子及び父子並びに寡婦福祉法

ひとり親家庭への支援の充実を図るため、平成21年度より母子自立支援員を1名配置しています。（法改正を受け、平成26年10月より「母子・父子自立支援員」へ改称）

母子・父子自立支援員は、ひとり親家庭の母又は父及び寡婦に対し相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務としています。

相談受付件数（母子）

（各年度末現在 単位：件）

相談区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活一般	就労	521	533	556	258	386
	その他	71	87	97	0	41
	小 計	592	620	653	258	427
児童	養育	55	33	28	7	46
	その他	11	15	23	4	13
	小 計	66	48	51	11	59
経済的支援・生活援護	母子福祉資金	219	186	209	47	151
	寡婦福祉資金	1	2	0	0	1
	その他	2	11	134	108	103
	小 計	222	199	343	155	255
その他	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭生活支援事業	73	-	-	-	-
	その他	0	0	0	0	0
	小 計	73	0	0	0	0
合 計		953	867	1047	424	741

相談受付件数（父子）

（各年度末現在 単位：件）

相談区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活一般	2	1	4	4	16
児童	1	0	3	2	3
経済的支援・生活援護	10	23	18	10	4
その他	0	0	0	0	0
合 計	13	24	25	16	23

- 1 指導を必要としない軽微な事項については計上していません。
- 2 一世帯の相談であっても、2種以上の事項を含んでいる場合はそれぞれの欄に件数を計上しています。
- 3 各年度内に取り扱ったケースに対し接した延べ回数を計上しています。

(2) 自立支援教育訓練給付金事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

資格や技能を身に付けて就職をめざすひとり親家庭の母又は父に対して、厚生労働大臣指定対象教育講座を受講し修了した場合の教育訓練にかかった経費の一部を給付する制度です。

自立支援教育訓練給付金の実施状況

（各年度末現在 単位：人・円）

年度	人数	金額	教育訓練（資格）内容
令和元年度	5	189,347	介護福祉士実務者研修 2 人 医療事務等 3 人
令和 2 年度	7	446,228	介護職員初任者研修＋介護福祉士実務者研修 1 人 宅地建物取引士 1 人、医療事務 2 人、調理科 1 人 ケアマネージャー講座 1 人 福祉住環境コーディネーター 2 級・3 級講座 1 人
令和 3 年度	4	249,868	介護職員初任者研修＋介護福祉士実務者研修 1 人 介護福祉士実務者研修 1 人 宅地建物取引士 1 人、医療事務 1 人
令和 4 年度	2	84,620	医療事務 1 人、介護福祉士実務者研修 1 人
令和 5 年度	3	1,254,576	看護師 1 人、医療事務 1 人、 介護職員初任者研修 1 人

(3) 高等職業訓練促進給付金等事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

ひとり親家庭の母又は父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格（看護師、保育士、介護福祉士等）を取得するために養成機関に通う場合で、仕事又は育児と修業の両立が困難であると認められる者に対し、訓練促進給付金（月額10万円（最終学年は14万円）を限度）を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的にした制度です。

高等職業訓練促進給付金の実施状況（※修了支援金含む）

（各年度末現在 単位：人・円）

年度	人数	金額	資格内容
令和元年度	15	18,705,500	看護師 3 人、保育士 6 人、介護福祉士 1 人、 社会福祉士 1 人、歯科衛生士 2 人、 小学校教諭 1 人、美容師 1 人
令和 2 年度	15	18,504,500	看護師 3 人、保育士 7 人、歯科衛生士 2 人、 小学校教諭 1 人、美容師 1 人、調理師 1 人
令和 3 年度	14	15,711,500	看護師 4 人、保育士 7 人、歯科衛生士 1 人、 小学校教諭 1 人、美容師 1 人
令和 4 年度	17	20,011,500	看護師 5 人、保育士 6 人、小学校教諭 1 人、介護 福祉士 1 人、社会福祉士 1 人、作業療法士 1 人、 理学療法士 1 人、調理師 1 人
令和 5 年度	14	15,371,000	看護師 3 人、保育士 3 人、社会福祉士 2 人、作業 療法士 1 人、理学療法士 1 人、調理師 1 人、言語 聴覚士 1 人、美容師 1 人、鍼灸師 1 人

(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

母子及び父子並びに寡婦福祉法 財源（国3/4：市1/4）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者が実施する対策講座を受講し、修了した場合にその費用の一部を支給します。

※平成31年3月施行。 (各年度末現在 単位：人)

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
0	0	0	0

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業（県事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

母子世帯の母、寡婦及び父子世帯の父が、技能習得のため通学するなど、自立促進のために必要な事由や冠婚葬祭、疾病などにより、一時的に介護、保育などのサービスが必要な世帯に、ヘルパーを派遣します。

日常生活支援事業申請受付状況 (各年度末現在 単位：人)

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
14	12	12	25	36

(6) 母子父子寡婦福祉資金貸付（県事業）

母子及び父子並びに寡婦福祉法

児童（ここでは20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭及び寡婦（子が20歳に達した者や子のいない寡婦で40歳以上）に対して資金の貸付を行うことにより、児童の福祉の増進や経済的自立の助成、生活意欲の助長などを図ることが目的です。

母子父子寡婦福祉資金 貸付決定状況 (各年度末現在 単位：人・円)

年度	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
区分	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
事業開始資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学資金	3	8,044,000	9	25,044,000	9	24,912,000	3	8,308,800	4	13,752,000
技能習得資金	2	1,029,000	0	0	0	0	0	0	0	0
修業資金	0	0	0	0	1	816,000	0	0	0	0
就学支度資金	2	693,000	10	2,209,000	10	2,088,000	2	720,000	4	453,000
生活資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅資金	0	0	0	0	1	163,000	0	0	0	0
医療介護資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	7	9,766,000	19	27,253,000	21	27,979,000	5	9,028,800	8	14,205,000

※各年度における貸付決定者数と貸付決定の総額であり、貸付継続者を含みません。

※父子福祉資金（平成26年10月施行）

(7) 児童扶養手当

児童扶養手当法 財源（国1/3：市2/3）

①父母の離婚などにより父親又は母親と生計を共にしていない児童を養育する母や父、②父又は母が身体などに重度の障がいがある児童の母や父、③母や父に代わってその児童を養育している方に対し、児童のすこやかな成長を願って支給される手当です。外国人の方についても支給の対象となります。

また、父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条第1項又は第10条の2の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童についても児童扶養手当の支給対象となります。

令和元年11月から、支払回数が年3回から年6回になりました。

令和3年3月から、児童扶養手当法の一部改正により、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給できるようになりました。

児童扶養手当月額

（単位：円）

		平成31年 4月改定	令和2年 4月改定 (令和3年度改定なし)	令和4年 4月改定	令和5年 4月改定
対象児童数	全部支給者	42,910	43,160	43,070	44,140
	一部支給者	42,900～ 10,120	43,150～ 10,180	43,060～ 10,160	44,130～ 10,410
	2人目	上記に10,140～ 5,070加算	上記に10,190～ 5,100加算	上記に10,170～ 5,090加算	上記に10,420～ 5,210加算
	3人以上	上記に1人につき 6,080～3,040加算	上記に1人につき 6,110～3,060加算	上記に1人につき 6,100～3,050加算	上記に1人につき 6,250～3,130加算

※所得により額が決まり、限度額を超えると支給されません。

※手当受給開始から5年が経過した時点において、特別な理由なく就業していない場合は手当が減額されます。

児童扶養手当支給状況

（各年度末現在）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（人）		1,562	1,567	1,611	1,573	1,548
再掲	母子世帯 (養育者世帯含む)	1,439	1,456	1,496	1,458	1,435
	父子世帯	123	111	115	115	113
支給額（円）		1,085,915,670	853,718,620	861,370,760	846,244,530	859,828,530
再掲	母子世帯 (養育者世帯含む)	1,004,120,900	792,568,520	805,905,290	792,056,820	802,699,800
	父子世帯	81,794,770	61,150,100	55,465,470	54,187,710	57,128,730

※令和元年度の支給額は支払回数変更のため15か月分。それ以外は12か月分。

(8) 母子及び父子家庭等医療費助成制度

宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例 財源（県1/2：市1/2）

母子及び父子家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、福祉の増進を図ります。

受給者数および支給状況

(各年度末現在)

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数 (人)	母子家庭	母	1,525	1,785	1,795	1,492	1,482
		児童	2,395	2,875	2,869	569	581
	父子家庭	父	139	162	158	140	135
		児童	247	281	265	65	70
	養育者家庭	児童	22	32	17	2	4
	合 計	父母	1,664	1,947	1,953	1,632	1,617
		児童	2,664	3,188	3,151	636	655
支給状況	件数(月)※		16,214	15,465	16,086	12,263	12,036
	金 額(円)		48,120,270	49,519,742	50,772,981	42,387,741	39,264,146

※「件数」は、1回の申請あたりの対象者ごとの診療月数の合計です。

※令和2年度と令和3年度の受給者数は、年度末に18歳到達した人も含む。

※令和4年度以降の児童数は、こども医療費助成事業の年齢拡大に伴い、16歳から18歳のみの数となっています。

(9) ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業

財源（県3/4：市1/4）

大学生ボランティア団体との協働により、ひとり親家庭の中学生を対象に学習習慣の定着と安心できる居場所づくりを目的として実施しています。

開催回数及び参加延べ児童数

(各年度末現在 単位：回・人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	78	73	52	92	102
参加延べ児童数	577	381	234	590	660

2. 女性の福祉

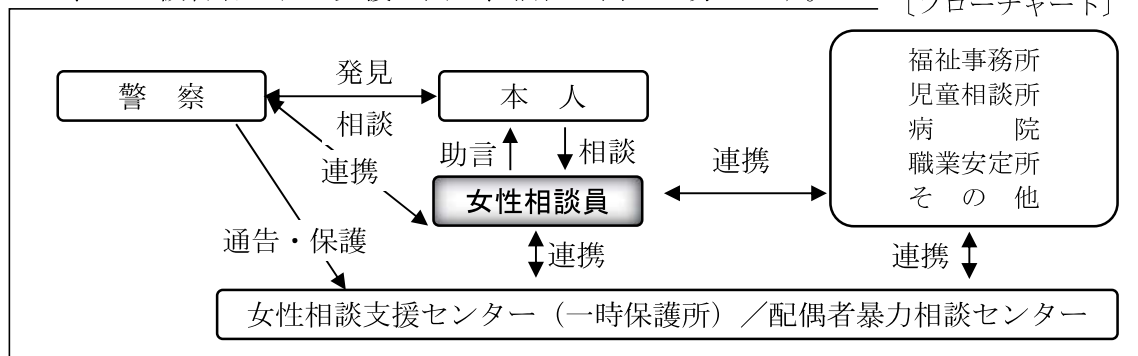
女性相談事業

根拠法令：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 第11条

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 第8条の3

財源：困難な問題を抱える女性支援推進等事業補助金（国1/2・市1/2）

県の関係機関と連携を密にとりながら要保護女子の早期発見、調査、指導等を行います。また、DV被害者の自立支援を図り、福祉の向上に努めます。



官野湾市における女性相談件数

(各年度末現在 単位：件)

相談の種類		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
DV被害	新規		79	73	66	81	55
	再来		81	92	101	114	88
	合計		160	165	167	195	143
離婚問題	新規		8	15	17	14	14
	再来		2	4	7	6	16
	合計		10	19	24	20	30
生活困窮	新規		0	1	2	0	1
	再来		0	0	2	1	3
	合計		0	1	4	1	4
その他	新規		34	40	45	34	36
	再来		17	26	50	41	42
	合計		51	66	95	75	78
合計	新規		121	129	130	129	106
	再来		100	122	160	162	149
	合計		221	251	290	291	255
相談 延べ件数	新規		280	129	131	129	106
	再来		236	588	807	751	696
	合計		516	938	938	880	802

宜野湾市における女性相談件数(年代別)

(各年度末現在 單位：件)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
20代未満	9 (4%)	3 (1%)	9 (3%)	3 (1%)	6 (2%)
20代	32 (13%)	47 (16%)	48 (16%)	49 (17%)	51 (20%)
30代	63 (25%)	81 (28%)	90 (31%)	98 (33%)	79 (31%)
40代	64 (25%)	66 (23%)	75 (26%)	82 (28%)	65 (25%)
50代	27 (11%)	19 (7%)	28 (10%)	34 (12%)	34 (13%)
60代以上	18 (7%)	18 (6%)	21 (7%)	14 (5%)	15 (6%)
不 明	8 (3%)	17 (6%)	19 (7%)	11 (4%)	5 (2%)
合 計	221 (100%)	251 (87%)	290 (100%)	291 (100%)	255 (100%)

3. 児童の福祉

児童（18歳未満）が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう次の事業を実施しています。

（1）家庭児童相談室の設置 宜野湾市家庭児童相談室設置運営要綱

昭和49年11月5日訓令第23号

財源：児童虐待防止対策等総合支援事業：国1/2・市1/2

子ども・子育て支援交付金：国2/3・県1/6・市1/6

近年の社会情勢の変動に伴う家庭生活の変化は家庭における児童養育にも大きく影響し、児童虐待や児童の非行等、種々の社会問題の要因となっています。

児童の人格形成にきわめて大きな影響を及ぼす家庭生活が円滑に維持できるよう家庭児童相談室を設置し、家庭の諸問題から発生する児童の福祉に関する相談に応じ、児童相談所及び学校など関係機関との連携をとり、家庭児童の福祉の向上に努めています。

児童相談経路別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児 童 相 談 所	177	189	183	162	141
都道府県の福祉機関・その他	13	6	6	1	13
市町村の福祉機関・その他	250	236	225	313	307
保育所・児童福祉施設	36	15	16	18	31
警 察 等	110	149	238	246	280
医 療 機 関	4	10	16	16	21
教育委員会・学校関係	110	94	88	76	142
家 族 ・ 親 戚	75	68	95	72	98
近 隣 ・ 知 人	29	23	11	13	6
そ の 他	14	10	16	14	26
合 計	818	800	894	931	1065

児童相談種類別受付件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

相談の経路 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児 童 虐 待	156	113	113	114	135
そ の 他 の 養 護 相 談	251	214	165	211	241
保 健 相 談	4	1	0	0	2
* 障 が い 相 談	0	2	6	2	7
非 行 相 談	27	8	5	5	8
* 育 成 相 談	92	38	53	36	80
そ の 他 の 相 談	288	424	552	563	592
合 計	818	800	894	931	1065

*上記の件数は、当該年度の相談実数です。

障がい・育成相談の内容

***障がい相談**

- ①肢体不自由相談 ②視聴覚障がい相談 ③言語発達障がい等相談
④重症心身障がい相談 ⑤知的障がい相談 ⑥発達障がい相談

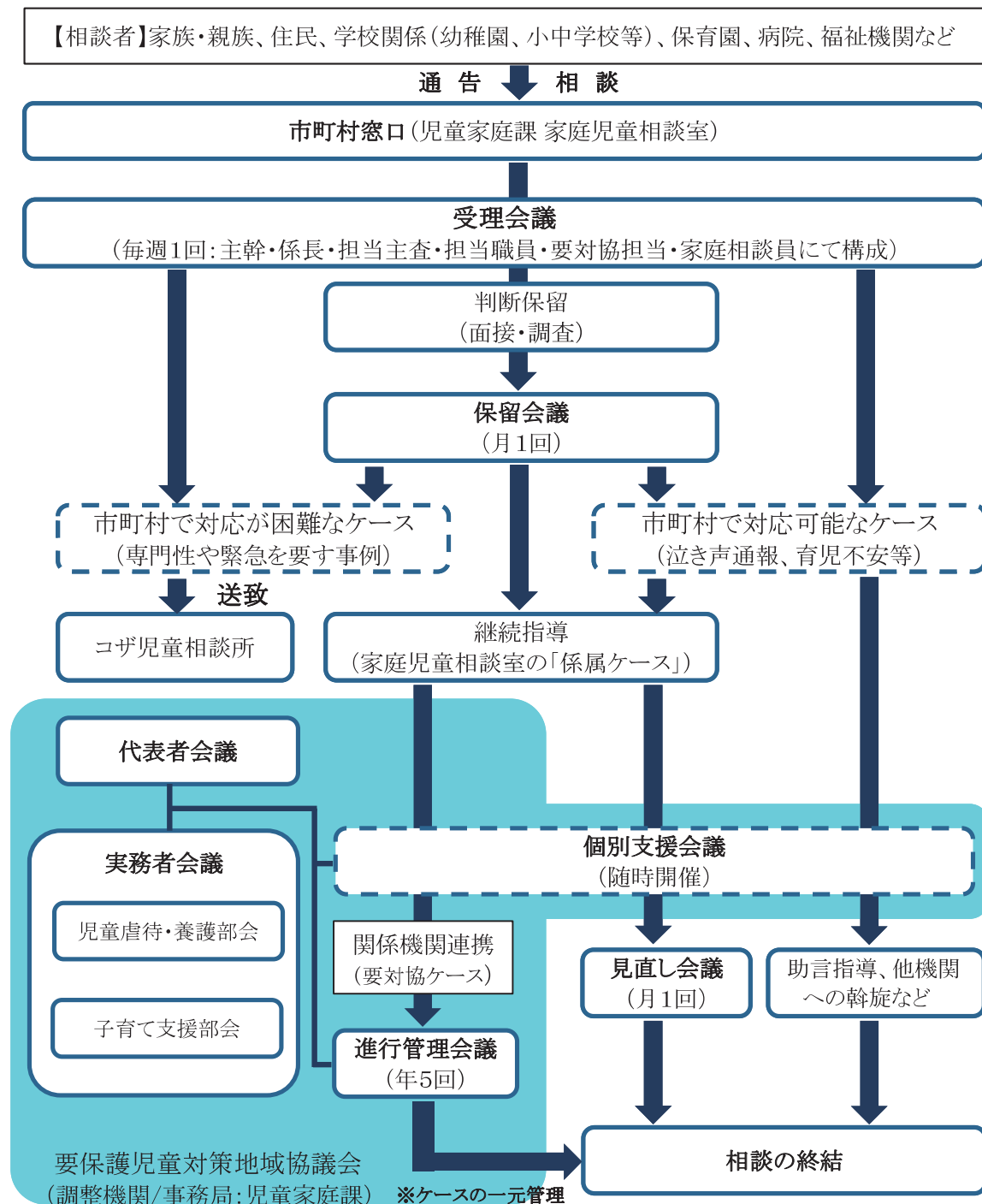
***育成相談**

- ①性格行動相談 ②不登校相談 ③適正相談 ④育児・しつけ相談

- (2) 要保護児童対策地域協議会(じのーんキッズ安心ネット)の設置(平成19年5月30日設置)
 根拠法令等: 児童福祉法第25条の2 / 宜野湾市要保護児童対策地域協議会運営要綱
 財源: 子ども・子育て支援交付金: 国1/3・県1/3・市1/3

深刻な社会問題となっている児童虐待やいじめ、不登校、非行などで悩んでいる子ども達やその保護者を地域で支援し、守っていくためのネットワークで児童虐待はもとより、非行や不登校、障害等の相談を包括し、関係機関の円滑な連携・協力のもと適切な支援が行えることを目的としています。また、同協議会は代表者会議、実務者会議(児童虐待・養護部会、子育て支援部会)及び個別支援会議と役割別の会議を置き、情報交換や実態把握、啓蒙活動などを行うとともに、支援を要する児童の進行管理会議を実施し、進捗確認や援助方針の見直しを定期的に行います。

児童相談の流れと要保護児童対策地域協議会の連携



宜野湾市における児童虐待相談件数（実数）

（各年度末現在 単位：件）

年度 虐待の種類	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体的虐待	52	38	36	48	52
ネグレクト	31	5	8	28	22
性的虐待	4	5	0	2	0
心理的虐待	69	65	69	36	61
合計	156	113	113	114	135

* 当該年度の新規相談受付のみの件数となっています。

（３）養育支援訪問事業

※平成29年度より「育児支援家庭訪問事業」から名称変更

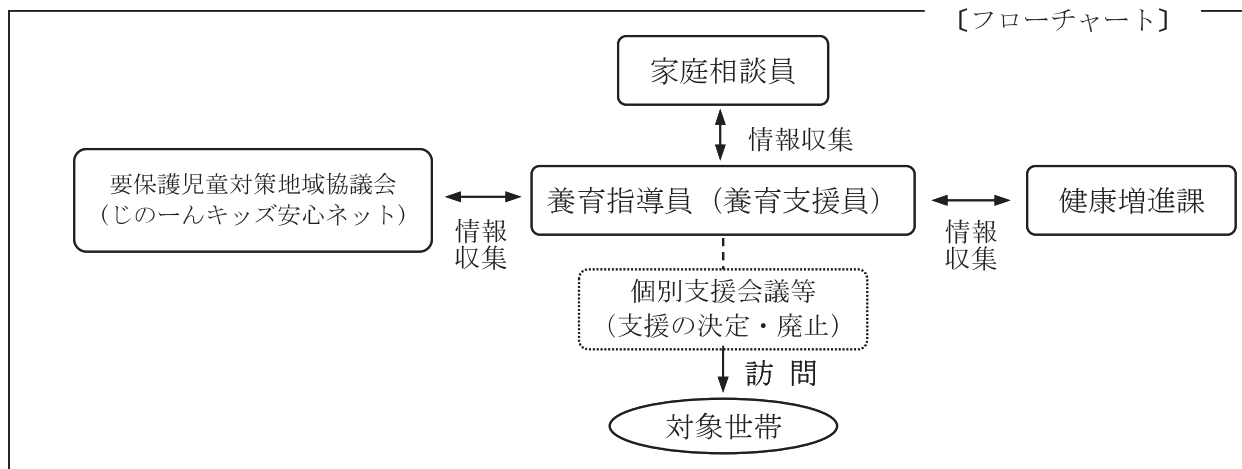
事業開始：平成17年4月1日

根拠法令等：児童福祉法第6条の3第5項

宜野湾市養育支援訪問事業実施要綱

財源：子ども・子育て支援交付金(国1/3・県1/3・市1/3)

本来、児童の養育について支援が必要でありながら積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対し、過重な負担がかかる前の段階において、訪問による支援を実施します。その支援を経て、当該家庭において安定した児童の養育が可能になるよう、また、育児不安への早期対応に努めていきます。養育支援をすることによって、育児の負担軽減、児童虐待の未然防止を図ります。



養育支援訪問事業における家庭訪問件数（世帯実数）

（各年度末現在）

世帯の種類	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
産褥期不安を抱える世帯		11	15	16	13	10
児童虐待リスクを抱える世帯		5	3	10	5	5
家庭養育上の問題を抱える世帯		5	3	2	7	4
児童養育施設退所後の支援世帯		0	0	0	0	0
若年母子等		3	2	0	3	1
世帯数合計		24	23	28	28	20
訪問指導延べ件数		582	368	339	419	543
訪問内訳 （再掲）	育児・家事援助	55	8	13	60	35
	専門的相談支援	527	360	326	359	508

(4) 助産の実施について 児童福祉法第22条 財源（国1/2：県1/4：市1/4）

保健上必要があるのにも関わらず、経済的理由（原則として所得税非課税世帯）により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させて、助産を受けさせる制度です。市民税の課税状況によって費用徴収(自己負担)があります。

助産の実施状況 (各年度末現在)

年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分						
実施状況	申請件数	2 (1)	11 (10)	13 (9)	6 (2)	15 (6)
	助産の決定	0	9 (8)	13 (9)	6 (2)	12 (5)
	助産の実施	0	9 (8)	12 (8)	7 (3)	11 (5)
	却下・その他件数	1	3 (2)	0	0	1
措置費(円)		0	164,310	1,350,435	1,226,205	1,828,185

- * ()内は県立病院を表す。県立病院入所は市の措置費負担なし。
- * 助産の実施とは助産施設へ実際に入所した数を表す。
- * 令和3年度申請1件については令和4年度に助産を実施しています。
- * 令和4年度申請1件については令和5年度に助産を実施しています。
- * 令和5年度申請1件については令和6年度に助産を実施しています。

(5) 特別児童扶養手当（国事業）

特別児童扶養手当等の支給に関する法律

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童について、手当を支給し児童の福祉の増進を図るための制度です。

特別児童扶養手当月額 (単位：円)

	平成31年4月改定	令和2年4月改定 (令和3年度改定なし)	令和4年4月改定	令和5年4月改定
1級該当の児童1人につき	52,200	52,500	52,400	53,700
2級該当の児童1人につき	34,770	34,970	34,900	35,760

※所得による支給の制限があります。

受給者数 (各年度12月末現在 単位：人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	546	598	654	712	746

※支給は国が行います。

(6) 宜野湾市短期入所生活援助（ショートステイ）事業
児童福祉法第6条の3第3項 財源（国1/3：県1/3：市1/3）

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合又は経済的な理由等により緊急一時的に児童を保護することが必要になった場合等に、児童養護施設等において養育及び保護を行います。

利用実施状況

年度	令和5年度
利用延べ日数	14日

(7) 児童手当

児童手当法 財源(国2/3 県1/6 市1/6)

※3歳未満被用者は国37/45 県4/45 市4/45
事業主分21/45を含む

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

■支給対象：15歳到達後最初の3月31日までの間にある児童を養育している方

■支給月額

児童の年齢	児童手当月額（児童1人当たり）
3歳未満	一律15,000円
3歳～小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円
所得制限限度額以上世帯	一律5,000円（R4年度より上限限度額未満の世帯のみ）

児童手当支給状況

（年度末現在）

		令和元年度 (平成31年2月分 ～令和2年1月分)		令和2年度 (令和2年2月分 ～令和3年1月分)		令和3年度 (令和3年2月分 ～令和4年1月分)		令和4年度 (令和4年2月分 ～令和5年1月分)		令和5年度 (令和5年2月分 ～令和6年1月分)	
		延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）	延児童数（人）	支給額（千円）
児童手当	3歳未満										
	被用者	28,297	424,455	27,744	416,160	27,384	410,760	26,694	400,410	25,557	383,355
	非被用者	8,290	124,350	8,033	120,495	7,554	113,310	7,117	106,755	6,519	97,785
	小計	36,587	548,805	35,777	536,655	34,938	524,070	33,811	507,165	32,076	481,140
	3歳～小学校修了前										
	被用者	第1・2子 67,304	673,040	67,479	674,790	68,317	683,170	67,934	679,340	66,153	661,530
		第3子以降 17,129	256,935	17,104	256,560	17,227	258,405	17,239	258,585	17,302	259,530
		計 84,433	929,975	84,583	931,350	85,544	941,575	85,173	937,925	83,455	921,060
	非被用者	第1・2子 23,367	233,670	22,524	225,240	21,545	215,450	20,794	207,940	20,336	203,360
		第3子以降 7,448	111,720	7,312	109,680	6,831	102,465	7,027	105,405	6,932	103,980
		計 30,815	345,390	29,836	334,920	28,376	317,915	27,821	313,345	27,268	307,340
	小計	115,248	1,275,365	114,419	1,266,270	113,920	1,259,490	112,994	1,251,270	110,723	1,228,400
	中学生										
	被用者	23,862	238,620	23,858	238,580	24,975	249,750	25,559	255,590	26,107	261,070
	非被用者	10,051	100,510	10,232	102,320	9,840	98,400	9,434	94,340	9,543	95,430
	小計	33,913	339,130	34,090	340,900	34,815	348,150	34,993	349,930	35,650	356,500
合計		185,748	2,163,300	184,286	2,143,825	183,673	2,131,710	181,798	2,108,365	178,449	2,066,040
特例給付	3歳未満										
	被用者	678	3,390	792	3,960	686	3,430	422	2,110	290	1,450
	非被用者	123	615	148	740	115	575	124	620	75	375
	小計	801	4,005	940	4,700	801	4,005	546	2,730	365	1,825
	3歳～小学校修了前										
	被用者	第1・2子 2,952	14,760	3,098	15,490	2,918	14,590	1,826	9,130	1,368	6,840
		第3子以降 838	4,190	876	4,380	868	4,340	485	2,425	307	1,535
		計 3,790	18,950	3,974	19,870	3,786	18,930	2,311	11,555	1,675	8,375
	非被用者	第1・2子 336	1,680	388	1,940	492	2,460	354	1,770	180	900
		第3子以降 101	505	158	790	204	1,020	144	720	46	230
		計 437	2,185	546	2,730	696	3,480	498	2,490	226	1,130
	小計	4,227	21,135	4,520	22,600	4,482	22,410	2,809	14,045	1,901	9,505
	中学生										
	被用者	1,420	7,100	1,452	7,260	1,634	8,170	1,117	5,585	940	4,700
	非被用者	228	1,140	238	1,190	265	1,325	234	1,170	120	600
	小計	1,648	8,240	1,690	8,450	1,899	9,495	1,351	6,755	1,060	5,300
合計		6,676	33,380	7,150	35,750	7,182	35,910	4,706	23,530	3,326	16,630
総合計		192,424	2,196,680	191,436	2,179,575	190,855	2,167,620	186,504	2,131,895	181,775	2,082,670

(8) こども医療費助成事業（宜野湾市こども医療費助成に関する条例）

次代を担うこどもたちが発育・発達のめざましい大切な時期に安心して必要な医療が受けられるよう医療費を助成します。

※こども医療費助成対象年齢 財源（県補助1/2・市負担1/2） 令和元年度より特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用

	県補助対象	市
入院	中学校卒業まで	中学校卒業まで
通院	就学前児まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～）	小学校卒業まで（～令和4年3月） 中学校卒業まで（令和4年4月～）
1,000円一部負担金	無	補助事業分は無 政策事業分は有
所得制限	無	無

（各年度末 単位：人・円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補助事業	助成延べ人数	54,198	44,330	46,956	90,191	103,374
	支給額	234,582,387	173,055,484	197,442,408	366,204,113	457,134,065
政策事業 単独事業分	助成延べ人数	26,295	22,501	23,849	3,900	29
	支給額	60,235,426	48,256,548	50,315,271	8,707,928	58,480
0歳入通院	助成延べ人数	8,144	6,450	7,092	7,399	6,827
	支給額	56,713,172	39,774,135	49,636,814	46,565,683	47,088,079
1歳入通院	助成延べ人数	10,497	8,116	8,705	9,297	8,958
	支給額	52,630,831	35,107,227	39,425,904	43,583,489	43,907,600
2歳入通院	助成延べ人数	8,996	7,362	7,538	8,411	8,249
	支給額	33,314,681	25,394,664	27,903,581	31,982,111	32,896,136
3歳入通院	助成延べ人数	8,197	6,607	7,145	7,560	7,762
	支給額	27,207,614	20,074,761	23,079,104	24,559,206	28,967,618
4歳入通院	助成延べ人数	7,527	6,459	6,664	7,576	7,355
	支給額	24,242,363	19,988,245	21,160,290	24,840,241	26,016,281
5歳入通院	助成延べ人数	7,226	6,130	6,648	7,253	7,708
	支給額	22,826,500	18,201,977	22,238,442	23,784,726	28,326,466
6歳入通院	助成延べ人数	3,425	3,046	3,037	3,382	3,606
	支給額	9,864,052	7,964,776	8,133,782	9,576,113	11,148,904
7歳入通院	助成延べ人数	5,338	4,394	4,584	6,383	7,469
	支給額	13,487,644	10,251,333	10,253,838	24,122,805	33,063,366
8歳入通院	助成延べ人数	5,108	4,392	4,345	5,939	7,206
	支給額	12,275,732	9,606,970	9,423,635	21,712,536	31,632,014
9歳入通院	助成延べ人数	4,897	3,909	4,273	5,590	6,500
	支給額	11,924,551	8,879,844	9,356,185	20,429,852	27,938,682
10歳入通院	助成延べ人数	4,258	3,775	3,905	5,424	6,047
	支給額	10,401,045	9,062,738	8,921,215	20,164,353	25,511,950
11歳入通院	助成延べ人数	3,569	3,255	3,640	4,980	5,798
	支給額	9,018,229	7,664,614	8,648,134	18,537,841	24,969,465
12歳入通院	助成延べ人数	3,262	2,889	3,194	4,746	5,432
	支給額	8,369,552	6,994,178	7,975,365	18,344,126	24,513,788
13歳入院 R4から入通院	助成延べ人数	18	10	18	3,472	5,071
	支給額	798,104	404,990	610,238	15,292,153	23,110,610
14歳入院 R4から入通院	助成延べ人数	19	20	13	3,394	4,701
	支給額	1,249,568	1,010,497	776,682	16,113,035	23,317,306
15歳入院 R4から入通院	助成延べ人数	12	17	4	3,285	4,714
	支給額	494,175	931,083	214,470	15,303,771	24,784,280
合計	助成延べ人数	80,493	66,831	70,805	94,091	103,403
	支給額	294,817,813	221,312,032	247,757,679	374,912,041	457,192,545

(9) こども医療費助成等貸付事業（宜野湾市こども医療費助成等貸付事業要綱）

こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こども（中学生まで）の健全な育成を図るため、医療費の支払いが困難な者に対し、医療費の貸付を行います。

※こども医療費助成等貸付事業対象者及び対象年齢

- ・ 宜野湾市こども医療費助成事業による助成が受けられる者
- ・ 宜野湾市母子及び父子家庭等医療費助成事業による助成が受けられる者（令和3年度まで）
- ・ 宜野湾市重度心身障害者（児）医療費助成事業による助成が受けられる者

（各年度末 単位：件）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども医療費助成事業	申請件数	1	0	0	0	0
	認定件数	1	0	0	0	0
母子及び父子家庭等医療費助成事業	申請件数	0	0	0	—	—
	認定件数	0	0	0	—	—
重度心身障害者（児）医療費助成事業	申請件数	0	0	0	0	0
	認定件数	0	0	0	0	0
合計	申請件数	1	0	0	0	0
	認定件数	1	0	0	0	0

※母子及び父子家庭等医療費助成事業については、令和4年度から対象外となっています。

4. ひとり親家庭支援及び要保護児童対策の現状と今後の展望

(1) ひとり親家庭支援について

子育てと生計の維持を一人で担うひとり親家庭においては、就業や育児、家事といった経済面や日常生活面において様々な困難に直面することが多く、心理的・肉体的な負担は大きいものがあると言えます。

令和5年度に沖縄県が実施した「沖縄県ひとり親世帯実態調査」では、母子世帯の出現率は全国（厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果」を参照）が2.30%であるのに対し沖縄県は4.38%、父子世帯の割合は全国が0.29%であるのに対し沖縄県は0.54%といずれも沖縄県が2倍近く高いということがわかりました。世帯収入については200万円未満の母子世帯が全国で21.1%であるのに対し沖縄県は27.8%、父子世帯が全国で7.1%であるのに対し沖縄県は22.9%という結果でした。また、同調査の「物価高騰で生活は苦しくなったと感じるか」という質問に対し、「おおいに感じる」「ある程度感じる」と回答した母子世帯が95.4%、父子世帯が90.9%、養育者世帯では98.6%となっており、ひとり親世帯の厳しい状況がうかがえます。

ひとり親家庭において直面する問題は多岐にわたっております。保護者の負担を軽減していくとともに、ひとり親家庭の子どもが生まれ育った環境に左右されることなく夢や希望をもって成長していく事ができるよう、「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」に基づいた各種支援の実施に取り組み、ひとり親家庭の生活の安定や向上、自立を目指した取り組みを進めてまいります。また、令和6年度は「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」の最終年度となっております、次期計画策定に取り組んでまいります。

※「第三次宜野湾市ひとり親家庭自立促進計画」の計画期間を平成30年度～令和6年度に延長しました。

(2) 要保護児童対策について

「家庭」は子育てにおいて最も重要な単位ですが、家庭を構成する形態は「祖父母も含めた三世帯同居型」から「夫婦と子どもの核家族」へ変化してきました。さらに結婚や家庭に関する意識の変化から、未婚やステップファミリーなど家族形態は多様化しています。このような変化は、かつて親族や近隣から得られていた子育ての知識や経験が得られにくく子育てに不安を感じる「育児の孤立化」の要因にもなっています。

雇用という側面では、非正規雇用や収入が安定しない世帯が増加し経済格差の広がり、さらにここ数年はコロナ感染症への対応を迫られ社会が混乱に陥りました。経済的困窮で日々の生活に追われてしまうことは、保護者が子どもに対して気持ちの余裕をもって接することが難しくなってしまう、児童虐待の要因の一つとして挙げられます。

本市では平成19年度より要保護児童に関わる福祉事務所を軸に、児童相談所、警察、教育委員会、保育園等の様々な関係機関や団体との連携強化を図るための「宜野湾市要保護児童対策地域協議会（じのーんキッズ安心ネット）」を設置しています。この協議会では児童虐待防止や子育てに関する講演会等を開催し、市民への周知および関係機関職員の資質向上など、虐待の未然防止に重点を置き「地域全体で子育てを支える地域づくり」を進めています。

さらに令和4年の児童福祉法等の一部を改正する法律において「子ども家庭センター」の設置が努力義務となり、本市は令和6年4月に設置となりました。これはすべての妊産婦、子育て世帯、児童に対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行うものであり、乳幼児期から学齢期以降まで切れ目なく支援が継続することが期待されています。先の宜野湾市要保護児童対策地域協議会も含め、子ども支援の中核としての体制および機能強化を図り、再び児童虐待死亡事例が起きないように取り組んで参ります。